

総行給第28号
令和2年7月14日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の施行に伴う失業者の退職手当の給付日数の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」(令和2年法律第54号)(以下、「臨時特例法」という。)が、令和2年6月12日に公布及び施行されたところですが、同法第3条に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応し、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支給することができることとなりました。今般の特例を踏まえ、当該基本手当に相当する失業者の退職手当の給付日数の取扱いについて、対象となる者に対し周知いただくなど、各地方公共団体において適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、今般の特例を踏まえた失業者の退職手当の給付日数の取扱いについて、現行の規定(職員の退職手当に関する条例(案)(昭和28年9月10日自丙行発第49号)第10条)により臨時特例法を適用した支給ができるものと解しており、国家公務員においても同様の取扱いとするものとされていますので、申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室
電話 03-5253-5549 (直通)